

(26) 公認審判員審査規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会の上級公認審判員、公認審判員および公認レフェリー（以下「公認審判員等」という）の審査は、ルール・審判委員会（以下委員会という）規程によるほか、本審査規程によって行うものとする。

(講習会及びテスト)

第2条 委員会は、審査のため、講習会およびテストを実施する。

- 1) テストは筆記、実技および面接により行われる
- 2) 公認審判員は筆記試験および実技で判定し、上級公認審判員は筆記試験により判定する。また公認レフェリーのテストは、筆記試験および面接により判定する。

第3条 公認審判員の講習およびテストは、必要により、各加盟団体長（以下加盟団体長という）が実施することができる。但し、この場合は、本委員会宛て、次の各項について、加盟団体長名により、連絡および報告を行わなくてはならない。

- 1) 実施前の連絡事項
 - (イ) 講習会の実施予定日時および会場
 - (ロ) 受講者の範囲および予定人員
 - (ハ) 講師の氏名・公認資格
- 2) 実施結果の報告事項
 - (イ) 講習会の実施日時および会場
 - (ロ) 受講者名簿および筆記・実技試験の採点結果
 - (ハ) 筆記試験の問題
 - (ニ) 講師および採点者の氏名

第4条 上級公認審判員講習会およびテストは、全国各ブロックが日程・開催地を定めて、本委員会が担当者を派遣して原則として年1回実施することができる。

(書類審査)

第5条 公認レフェリーは、つぎの各項を標準とし、所属団体長から申請のあった者について書類審査する。

- (イ) 加盟団体または加盟団体支部の役員として実績があり卓球競技会の運営にあたり責任者としての経験を有する者。
- (ロ) 上級公認審判員の資格を有する者で、3年以上の任期を経過し、更新手続きの済んでいる者。

第6条 上級公認審判員は、つぎの各項を標準とし、所属加盟団体長から申請のあった者について書類審査する。

- (イ) 公認審判員の資格を有する者で、3年以上の任期を経過し、更新手続きの済んでいる者。

- (ロ) 加盟団体の主催する競技会で審判員としての活動実績が顕著であり、他の範となる優れた審判技術を有すると認められる者。
- (ハ) 年齢20歳以上の者。

第7条 公認審判員は、つぎの各項を標準とし、審査決定する。

- (イ) 中学校卒業者
- (ロ) 所定の講習会を終了し、テストの成績が良好であると所属加盟団体長が認めた者。

第8条 本規程第5条および6条に定める書類審査において適格と認められた者については、講習会に出席して、それぞれに該当する資格試験を受けることができる。
また、上級公認審判員資格取得者は、国際審判員の資格試験を受けることができる。

(格付基準)

第9条 名誉レフェリーの理事会における推薦基準はつぎのとおりとする。

- (イ) 永年にわたり、豊富な審判活動の実務経験を有するとともに、高潔な人格と卓球に対する豊富な見識を具備しているものであること。
- (ロ) 本会定款、卓球ルールなど、卓球全般に精通し、真に各都道府県における最高の審判員のリーダーと目される者であること。
- (ハ) 全国大会または国際大会にて審判長として顕著な経験を有する者。

第10条 公認レフェリーの、テスト結果における審査基準をつぎのとおりとする。

- (イ) 本会が主催し、または各都道府県が主催する最も権威ある競技会の正副委員長あるいは審判長として、競技運営の全責任を負い、その円滑な施行に十分な能力を有すると認められる者。
- (ロ) 卓球審判実務に関する指導経験を有し、かつその指導内容において、本会あるいは各都道府県において施行する審判講習会の講師、またはこれと同程度の指導能力があると認められる者。
- (ハ) 本会定款ならびに卓球ルールに精通し、上級公認審判員、公認審判員を指導養成する見識と実力を有するものと認められる者。

第11条 上級公認審判員のテスト結果における審査基準をつぎのとおりとする。

- (イ) 各都道府県の選手権大会または同等の選手権大会において、豊富な審判員の実務経験を有する者で、全国大会の競技管理にあたっては臨機応変の適切な措置ができ、競技の円滑な施行の責任を全うし得る実力を有すると認められる者。

(ロ) 公認審判員に対する審判実務講習会講師としての実力を有すると認められる者。

(任期及び更新)

第12条 公認審判員等の任期は、つぎの通りとする。

(イ) 名誉レフェリーは永久とする。

(ロ) 公認レフェリー、上級公認審判員および公認審判員の任期は、取得年度あるいは更新年度を含めて3年(年度)とする。ただし、公認レフェリー、上級公認審判員は本委員会が行う所定の研修会を終了した者のみについて、任期更新の資格が与えられる。

公認審判員については、加盟団体長が行う所定の講習会を終了した者について、任期更新の資格が与えられる。

(講習会費)

第13条 任期更新にあたっては、所定の更新手続きを完了しなければならない。講習会およびテストの実施に際し、必要な資料および会場等の費用を支払うため、受講者から会費を徴収することがある。会費は実情に応じ、その都度定める。

(規程の変更)

第14条 本規程の変更は、理事会の議決を経るものとする。

第15条 競技会運営にあたり、所定の講習を受けた者に対し「審判補助員」を委嘱することができる。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成29年12月16日一部改訂、平成30年4月1日より施行する。

新規登録料および更新料

資 格	新規登録料	更新料
名誉レフェリー	50,000円	—
公認レフェリー	10,000円	10,000円
上級公認審判員	8,000円	6,000円
公認審判員（一般・大学）	4,000円	2,000円
公認審判員（高校生以下）	2,000円	—

上記手続きに伴う加盟団体への還元金は、1件につき

資 格	新規登録時	更新時
名誉レフェリー	10,000円	—
公認レフェリー 上級公認審判員	2,000円	2,000円
公認審判員（一般・大学）	2,000円	1,000円
公認審判員（高校生以下）	1,000円	—
国際審判員情報通信料 その他の登録・更新手続き	2,000円	2,000円

その他

国際審判員情報通信料：3年毎（更新時に）	5,000円
再発行・交付手数料	1,500円
：手帳	1,500円
：バッジ	1,500円
その他	
公認レフェリー腕章	2,000円
公認審判員ワッペン	各2,000円
公認審判員名札	1,200円
イエロー／レッドカード	500円
ホワイトカード	300円
トス用コイン	500円